



➤ 日本年金機構ホームページ

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

➤ 日本年金機構公式X (旧Twitter) アカウント (@Nenkin\_Kikou)



## はじめに

皆様こんにちは！7月号の「かけはし」をお届けします。

さて、本号では、特別徴収事務に関する内容や「老齢年金請求書」に係る電子申請サービスについて掲載しています。

また、障害年金講座では、診断書交付時のお願いその④についてお伝えしています。ぜひ日々の業務にお役立てください。

引き続き、市区町村の皆様との「かけはし」となるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## 目次

■ はじめに	.....	p.1
■ 機構からの連絡	.....	p.2
● 各種取組事業のスケジュールについて		
● 特別徴収事務ご担当者様へ		
● 「老齢年金請求書」に係る電子申請サービスを開始しました！		
● 令和6年10月から被用者保険の適用拡大が行われます		
● 【日本年金機構ホームページ】年金の制度や手続きに関する動画を一覧で閲覧できるページを新設しました		
● 市区町村における多言語通訳サービスの利用について		
● 口座振替及びクレジットカード納付の利用勧奨を行います		
● 地域型年金委員制度のご案内		
● 令和6年度「わたしと年金」エッセイを募集しています！		
■ 障害年金講座	.....	p.26
■ 広報の広場	.....	p.30
■ 地域の独自情報	.....	p.31
■ 編集後記	.....	p.31

## 機構からの連絡

### 各種取組事業のスケジュールについて

(事業推進統括部)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

日本年金機構において、令和6年6月から令和6年10月に実施を予定している取組事業や各種発送物の送付時期につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

※ 変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

#### 【記号の区分】

■ (定例) …毎年定例の実施分 ● (単発) …今回限りの単発実施分 ▲ (新規) …新規の実施分

### 令和6年 6月

- (定例) 統合通知書（年金振込通知書・年金額改定通知書）の送付
- (定例) 年金生活者支援給付金統合通知書（給付金振込通知書・給付金額改定通知書）の送付
- (単発) 公的年金等から源泉徴収すべき所得税額がある年金受給者に対する定額減税の実施（令和6年6月支払分から令和7年1月支払分までの公的年金等に係る源泉所得税額が対象）

### 令和6年 7月

- (定例) 国民年金保険料納付書の送付（7月定時分）

### 令和6年 8月

- (定例) 国民年金保険料の口座振替勧奨を実施

### 令和6年 9月

- (定例) 令和7年分扶養親族等申告書の送付
- (定例) 年金生活者支援給付金の請求書（ターンアラウンド様式）の送付

### 令和6年 10月

- (定例) 国民年金保険料の免除等申請勧奨を実施（ターンアラウンド申請用紙の送付及びマイナポータルへの免除TAの電子送付）
- (定例) 免除TAの送付

介護保険料・国民健康保険料(税)・後期高齢者医療保険料・個人住民税の特別徴収事務において注意していただきたい事項をまとめています。担当課へぜひ回覧ください。

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。  
今回、過去の事例を踏まえた特別徴収依頼通知(年次)及び各種異動通知(月次)(以下、特別徴収依頼通知等という。)の情報交換における留意事項をご紹介しますので、特別徴収事務をご担当される皆様に、ご活用いただきますようお願いいたします。

## 特別徴収依頼通知等の情報交換において注意していただきたいこと

### 1. 特別徴収依頼通知等の送信漏れや送信誤り

特別徴収依頼通知等の情報交換において、下記の事例のように日本年金機構(以下、機構という。)に特別徴収依頼通知等を送信できていなかった・誤った特別徴収依頼通知等を送信してしまったといったご相談をいただきます。

#### 事例 1

送信時の作業手順の誤り等により、国民健康保険連合会・地方税共同機構(以下、経由機関という。)に特別徴収依頼通知等を送信できなかったため、機構に特別徴収依頼通知等が送信されなかった。

#### 事例 2

経由機関に、特別徴収依頼通知等を送信したが、送信結果の確認を失念し、送信エラーとなっていることに気付かず、結果として特別徴収依頼通知等が機構に送信されなかった。

#### 事例 3

特別徴収依頼通知等の作成を委託していた委託先の業者のミスにより、誤った特別徴収依頼通知等を経由機関に送信した結果、誤った特別徴収依頼通知等が機構に送信された。

上記の事例のように、特別徴収依頼通知等の送信を漏らしてしまったり、誤った特別徴収依頼通知等の送信等を行ってしまうと、特別徴収が行えない・正しい額を特別徴収できない・特別徴収を止めなければならないのに止められない等、**特別徴収事務ご担当者様はもちろんのこと、住民の方々にも負担になります**ので、特別徴収依頼通知等の送信漏れや送信誤りにご注意ください。

なかでも、特別徴収依頼通知(年次)の情報交換は、**1年間の特別徴収の実施の可否や徴収金額をお知らせいただく大変重要な通知**となります。細心の注意を払い、特別徴収依頼通知(年次)の作成及び送信を行っていただきますようお願いいたします。

特別徴収依頼通知(年次)の送信漏れ等により、機構において特別徴収依頼通知が収録できなかった場合、当該年度の特別徴収を行うことができず、**普通徴収で対応いただくこととなります。**

## 2. 特別徴収依頼通知等の作成誤り

### (1) 特別徴収を止めたいとき

- ① 「**41-01(死亡による停止)**」を機構に通知すると、公的年金からの特別徴収が停止になるとともに、**年金の支払いも停止**となります。誤って通知した場合、お客様への影響が大きいため、通知を作成する際は十分ご注意ください。
- ② 他市区町村に転出後、転出元市区町村から「**41-02(転出による停止)**」が通知されていない場合、転出元の市区町村で特別徴収が継続されるだけでなく、転出先市区町村から通知される「特別徴収追加依頼通知(31-02)」がエラーとなり、**転出先の市区町村で特別徴収が行えなくなります**ので、通知の作成漏れがないよう十分ご注意ください。
- ③ 資格喪失等通知を作成する際、各種年月日欄(事実発生日)の日付が、**作成年月日欄の日付より後の日付になっている場合**、機構で処理する際にエラーとなり、**特別徴収が継続されます**ので、各種年月日欄に作成年月日欄の日付より後の日付を設定しないようご注意ください。
- ④ 個人住民税の「41-02(転出による停止)」を作成する際、停止年月欄に翌年度4月を設定するようお願いいたします。**停止年月欄に翌年度4月以外が設定されている場合**、機構で処理を行う際にエラーとなり、**特別徴収が継続されます**ので、ご注意ください。

### (2) 仮徴収額を変更したいとき

「仮徴収額変更依頼通知(61-00)」を作成する際、各種金額欄の金額1に変更後仮徴収額を設定し、金額2及び金額3には全桁“0”を設定する必要がありますが、**金額1にも“0”が設定されているケースが見受けられます**。金額1に誤って“0”を設定することがないようにご注意ください。

### (3) 特別徴収税額等を変更したいとき

「特別徴収税額等変更通知(63-01)」を作成する際、各種金額欄の設定方法が適切ではない(変更前の支払回数割特別徴収額を設定するべきところ、“0”を設定している等)ため、機構で処理を行う際にエラーとなり、特別徴収額が変更できないケースが見受けられます。各種金額欄の設定について、**媒体仕様書の内容を再度確認いただきますようお願いいたします**。

### (4) 住所地特例対象者を通知するとき

- ① 市区町村から、機構に「81-01(住所地特例該当通知)」を通知したにも関わらず、年次の特別徴収対象者情報が送付されてこないとの照会を多くいただきます。  
「81-01(住所地特例該当通知)」は、**毎年4月から翌年3月の期間に機構に通知された場合、翌年度の年次の対象者抽出処理の際に反映**されます。  
※機構における年次の対象者抽出処理は、毎年4月に行われますが、4月に通知された「81-01(住所地特例該当通知)」は5月に機構で処理が行われますので、4月に「81-01(住所地特例該当通知)」を通知いただいた者については、**翌年度に住所地特例対象者として特別徴収対象者情報を作成**することとなります。

次頁に続く

- ② 年度の途中で特別徴収を中止した場合は、住所地特例も解除され、翌年度の年次の特別徴収対象者情報が、住所地特例解除前の市区町村に通知されないことに注意してください。

この場合、**機構が年次の特別徴収対象者情報を作成する時期までに、「81-01(住所地特例該当通知)」**をあらためて通知してください。この通知を受けて、**機構が翌年度から、住所地特例対象者として特別徴収対象者情報を市区町村に送付**します。

- ③ 住所地特例対象者として特別徴収を行っている方が、改めて特別徴収を行っている市区町村に住民登録が行われると、機構から特別徴収追加候補者情報「30-02（住所変更者）」を送付します。

このとき、既に介護保険料のみ特別徴収を行っている方について、新たに国民健康保険料（税）または後期高齢者医療保険料の特別徴収を開始しようとする場合には、**特別徴収継続中の介護保険料についても「31-01（対象者）」として特別徴収追加依頼通知**をお願いいたします。

特別徴収継続中であることを理由として、**介護保険料を「31-03（非対象者）」で通知すると、特別徴収開始依頼通知が経由機関においてエラーとなり、「国民健康保険料（税）または後期高齢者医療保険料の特別徴収が行えません**」のでご注意ください。

※「31-01（対象者）」通知に対して、介護保険料の特別徴収追加依頼処理結果通知は「31-51（相関性エラー）」となりますが、介護保険料の特別徴収は継続されます。

## 介護保険料等の特別徴収にかかるお問合せ先

### 【介護保険料等の特別徴収にかかる情報交換に関すること】

日本年金機構 特定事業部 年金支払調整グループ  
(代表) 03-5344-1100

### 【死亡により過誤納となった介護保険料等の返納・還付に関すること】

日本年金機構 中央年金センター 年金債権管理グループ 収納事務担当  
(直通) 042-334-8802

## 「老齢年金請求書」に係る電子申請サービスを開始しました！

(総合戦略室)

令和6年6月3日(月)から、年金の未加入期間がないなど**一定の条件を満たす方を対象**に、マイナポータルとねんきんネットを利用した「**老齢年金請求書**」の**電子申請サービス**を開始しました。

電子申請の対象となる方には、日本年金機構から事前に送付するターンアラウンド形式の年金請求書に、**電子申請の案内リーフレットを同封**してご案内します。

対象の方から老齢年金の請求に関する相談があった際は、電子申請の利用について積極的にご案内いただきますようご協力のほどお願いいたします。

5月下旬頃に管轄の年金事務所から  
情報提供をしている、電子申請の概要や申請手続き  
の流れに関する資料も併せてご活用ください！



### <電子申請の対象となる方>

令和6年6月以降に老齢年金の受給開始年齢に到達し、ターンアラウンド形式の老齢年金請求書(以下「TA請求書」という。)を送付する方のうち、以下の全ての条件に該当する方が電子申請の対象となります。

※特別支給の老齢厚生年金が未請求の65歳到達者や66歳以降の方を除く。

#### 【条件】

- ① 未統合記録、未加入期間、共済加入記録がないこと
- ② 保険料納付済期間及び免除期間の合計が25年以上あること
- ③ 他年金の受給がないこと  
(65歳到達者で寡婦年金または遺族厚生年金受給者を除く)
- ④ 単身者であること

### <電子申請の利用条件>

電子申請を利用できるのは、上記の電子申請の対象者であることに加えて、以下の全ての条件に該当する方となります。

※電子申請による手続きには、事前にマイナンバーカード(署名用電子証明書パスワードを設定済)の取得およびマイナポータルと「ねんきんネット」の認証連携が必要です。

#### 【条件】

- ① 年金の振込先に公金受取口座を指定すること
- ② 繰上げ・繰下げ請求をしないこと
- ③ 居所登録・後見人登録の必要がないこと

## <対象者の確認方法>

電子申請の対象者は、以下の方法で確認することができます。

老齢年金の請求に関する相談があった際は、電子申請の対象者であるか確認をした上で、電子申請の利用を案内してください。

※令和6年9月以降に受給開始年齢に到達する方から確認することができます。

### ① TA請求書による確認

電子申請の対象となる方のTA請求書（左上部）に、電子申請対象者の表示コード「デ」を印字します。

The image shows a document titled "年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)" with a red box around the "●●-デ" area. Below the title are instructions in Japanese, and at the bottom, there are fields for "受付登録コード", "市区町村", and "実施機関等".

### ② 可搬型照会用窓口装置 (MWM)による確認

「ねんきん定期便情報照会回答票」（共通097-1）に、上記①の電子申請対象者の表示コードを照写します。

※日本年金機構から可搬型照会用窓口装置（MWM）を貸与している市区町村のみ確認することができます。

【ねんきん定期便情報照会処理票画面】

The screenshot shows a screen with fields for "氏名" (Name: 太郎), "生年月日" (Date of Birth: 令和4年9月11日), and "性別" (Gender: 男性). A red box highlights the "選択" (Selection) field, which is set to "1".

【ねんきん定期便情報照会回答票画面】

The screenshot shows a screen with various pension details. A red box highlights the "請求者分類 A1ーデ" (Requester Category A1-De) field, which is a redacted code. An arrow points from the selection field in the previous screen to this field.

「ねんきん定期便情報照会処理票」画面（共通097-1）を開き、項番を選択。

「ねんきん定期便情報照会回答票」画面へ遷移し、画面の右上部に電子申請の勧奨対象者の表示コードが照写される。

## <電子申請の案内方法>

電子申請の対象となる方に対し、日本年金機構から以下の案内を行います。

### ① 電子申請の案内リーフレットの送付

対象者のTA請求書（受給開始年齢到達月の3か月前に送付）に、電子申請の案内リーフレット【A3両面】（9頁）を同封します。

※令和6年6月～8月に受給開始年齢に到達する方には、個別に電子申請の案内リーフレットを送付してご案内します。



#### 【送付スケジュール】

対象者	6月生月者	7月生月者	8月生月者	9月生月者			10月生月者			11月生月者		
				9/2～9/9生	9/10～9/20生	9/21～10/1生	10/2～10/9生	10/10～10/20生	10/21～11/1生	11/2～11/9生	11/10～11/20生	11/21～12/1生
送付日	5/24 5/29	6/21	7/22	5/31	6/7	6/14	6/28	7/5	7/12	7/26	8/2	8/9

### ② マイナポータル等へのお知らせ送付

マイナポータルを開設済の方またはねんきんネットのID保有を保有する方に対し、電子申請に関する案内を最大3回送付します。

- ・ TA請求書（紙）送付時（受給開始年齢の3か月前）
- ・ 受給開始年齢到達時（年齢到達月の前月末）
- ・ 未提出者への再勧奨（受給開始年齢到達月の翌々月）

## <案内時の注意事項>

### ⚠ 電子申請によりTA請求書を提出した方は、紙の請求書の提出は不要です。

電子申請で老齢年金の請求手続きをされた方は、紙の請求書を別途提出する必要はありません。

紙と電子申請で重複して提出することがないように、案内時にはご注意ください。

## <電子申請に関する問い合わせがあった場合>

老齢年金請求書の電子申請に関する概要・操作方法・よくあるご質問（Q&A）・説明動画等について、日本年金機構ホームページ（[https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi\\_rourei.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_rourei.html)）に掲載しています。

お客様から電子申請に関する問い合わせがあった際は、上記をご案内ください。

【二次元コード】





# 老齢年金請求書のご提出について

## スマートフォンで老齢年金の請求手続きができるようになりました。

このリーフレットが同封されている方は、電子申請が可能です。  
電子申請をご利用いただくには、年金の振込先を公金受取口座にする必要があります。  
申請方法や事前にご準備いただくものについては、中面をご確認ください。▶▶



- 老齢年金の請求手続きは誕生日の前日以降にお願いします。
- 老齢基礎年金・老齢厚生年金の繰下げ請求手続きは、電子申請で行うことができません。  
66歳以降に年金事務所または街角の年金相談センターの窓口等にて手続きをお願いします。
- パソコンからも手続きが可能です。スマートフォンなしで手続きするためには、マイナンバーカードの読取装置が必要です。

**メリット1** ご自宅等で手続きができるため、窓口での相談は不要です

**メリット2** 約15分程度で申請が完了します

**メリット3** 手続きの処理状況をスマートフォン等から確認できます

【以下のURLまたは二次元コードから、電子申請の説明動画を視聴できます】



検索またはURLを入力

【二次元コード】

老齢年金 電子申請



[https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi\\_rourei.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_rourei.html)

## 電話でのお問い合わせ

通話料  
無料

# 0120-08-6001

（老齢年金請求者専用フリーダイヤル）

【受付時間】 月曜日 午前8：30～午後7：00 ※050から始まる電話番号からの発信は  
火～金曜日 午前8：30～午後5：15 (東京) 03-6700-1165  
第2土曜日 午前9：30～午後4：00 ※ 通常の通話料金がかかります。  
※ 発信の際には、おかけ間違いに十分ご注意ください。

- 休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いて5日間程度は電話がつながりにくい場合があります。
- 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7：00までご相談をお受けします。
- 土日祝日（第2土曜日を除く）、年末年始（12月29日～1月3日）はご利用いただけません。
- 代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。
- 一般的な年金相談については、ねんきんダイヤル「0570-05-1165（ナビダイヤル）」もご利用いただけます。ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。なお、通話料定額プランの対象外となります。

## 老齢年金請求書の電子申請手順

### ◆事前にご準備いただくもの

スマートフォン



マイナンバーカード



お手続きには以下の**パスワード**が必要です

- マイナンバーカード受け取り時に設定したパスワード（数字4桁）
- 署名用電子証明書パスワード（英数字6桁～16桁）

### ◆事前に以下の設定が必要です。

電子申請には、事前に以下3つの設定を**すべて**行っていただく必要があります。  
完了している場合は、右ページ **2** へお進みください。

- マイナポータル利用者登録 ..... **1** - **1** へ
- 「公金受取口座」の登録 ..... **1** - **2** へ
- マイナポータルとねんきんネットの連携 ..... **1** - **3** へ

## 1 マイナポータル利用者登録 / 口座登録 / ねんきんネットとの連携

### 1 マイナポータル利用者登録 ※マイナポータルアプリのインストールが必要です。

マイナポータルはこちら ▶  <https://myna.go.jp>

- ① マイナポータルのトップ画面の **ログイン** を押します。
- ② マイナンバーカード受け取り時に設定したパスワード（数字4桁）を入力の上、スマートフォンの裏面にマイナンバーカードをかざして読み取ってください。
- ③ 「利用者登録へ進む」を押します。
- ④ 画面の案内に従い入力・選択してください。



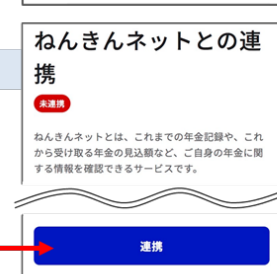
### 2 「公金受取口座」の登録

- ① マイナポータルにログインした状態で、トップ画面を「おかね」までスクロールし、「公金受取口座」を選択してください。
- ② 「口座情報の登録状況」ページの「口座情報を登録する」を押します。
- ③ 画面の案内のとおり入力・選択をし、公金受取口座を登録してください。



### 3 マイナポータルとねんきんネットの連携

- ① マイナポータルにログインした状態で、トップ画面を「おかね」までスクロールし「年金」を選択してください。
- ② 「年金の手続き」欄にある「年金を請求する方・年金を受給している方の手続き（ねんきんネット）」を選択します。
- ③ ねんきんネットとの連携についての説明を確認し、**連携** を押します。



### マイナポータルとねんきんネットを連携すると受けられるサービス

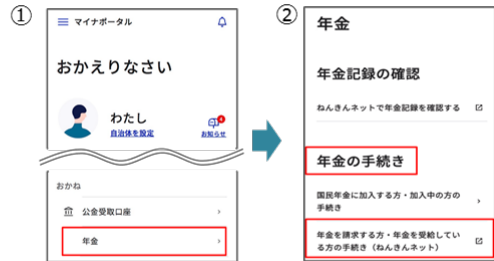
- ① 公的年金等受給者の扶養親族等申告書を電子申請することができます。
- ② 公的年金等源泉徴収票を電子データで受け取り、e-Taxで確定申告ができます。
- ③ 各種通知書（年金振込通知書や年金額改定通知書等）の閲覧および再交付申請ができます。

## 2 老齢年金請求の電子申請

ステップ1

### マイナポータルからねんきんネットにログイン

- ① マイナポータルにログインし、トップ画面を「おかね」までスクロールし、「年金」を選択してください。
- ② 「年金の手続き」欄にある「年金を請求する方・年金を受給している方の手続き（ねんきんネット）」を選択してください。



### 老齢年金の申請

届書を選択し、画面の案内に従い申請を行ってください。

申請完了まで約15分！

ステップ2

注意事項を確認し、事前確認事項（公金受取口座登録状況等）に回答

氏名や住所等の確認及び電話番号の入力  
（氏名や住所等はあらかじめ表示されています）

振込口座情報（公金受取口座）の入力

年金生活者支援給付金の請求  
（要件に該当する方のみ画面が表示されます）

扶養親族等申告書の入力  
（提出する方のみ入力してください）

申請内容の確認

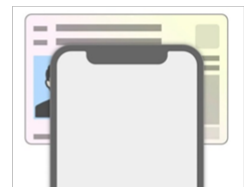
申請画面



ステップ3

### 電子署名

- ① 画面の案内に従って、ご自身で設定した署名用電子証明書パスワード（英数字6桁～16桁）を入力してください。
- ② スマートフォンの裏面にマイナンバーカードをかざして読み取ってください。



### 老齢年金の申請が完了！

- 電子申請した請求書の「受付・返戻等の処理状況」は、マイナポータルトップ画面下の「やること」から確認することができます。
- 年金請求の審査結果は、受付日から1か月程度で郵送する「年金証書・年金決定通知書」によりお知らせします。

## 紙での申請について

老齢年金請求書は、郵送していただくか、窓口にご持参ください。  
年金加入状況によって、提出先が異なります。詳細は以下をご確認ください。

※電子申請により請求書を提出された場合、紙の請求書の提出は不要です。

### 【老齢年金請求書の提出先】

◎年金加入期間が国民年金（第1号被保険者）のみの方

⇒お住まいの市（区）役所または町村役場

◎それ以外の方

⇒お近くの年金事務所または街角の年金相談センター

年金事務所の所在地は、日本年金機構のホームページをご確認ください。

【二次元コード】

【検索またはURLを入力】



年金事務所



<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

## 窓口でのご相談・手続き（インターネット予約または電話予約）

年金事務所または街角の年金相談センターでのご相談・手続きは、予約相談をご利用ください。

※ご予約の際は同封の「老齢年金請求書」などの基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

※本人以外の方が手続きする場合は、委任状と代理人ご自身の本人確認ができる書類が必要です。

### 【予約相談の申込方法】

①インターネット予約（詳細はホームページをご確認ください。）

#### 年金相談予約サイトにアクセス

【ネット予約の受付時間】

【二次元コード】

【検索またはURLを入力】

午前 8:00～午後 11:30

（土日を含む）

※システムメンテナンスによる  
停止を行うことがあります。



日本年金機構 予約相談



<https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/soyo/>

②電話予約

表面記載の老齢年金請求者専用フリーダイヤルにおかけください。

※ご相談を希望する日時と年金事務所等をお伝えください。

※翌営業日以降の日時からご予約いただけます。

### 海外で働いていた経験がある方へ（社会保障協定についてのお知らせ）

日本では、諸外国と二国間による社会保障協定を締結しており、協定相手国の年金制度に加入していた期間は、日本の年金制度の加入期間と通算することができます。また、協定相手国の年金の申請等の手続は、日本の年金事務所でも行うことができます。

社会保障協定の詳しい説明や、手続きに必要な書式については日本年金機構のホームページをご確認ください。

社会保障協定



## 令和6年10月から被用者保険の適用拡大が行われます

(事業企画部・厚生年金保険部・年金給付部)

- 令和2年6月5日に「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）」（令和2年改正法）が公布されました。
- かけはし令和4年7月号では、令和2年改正法による改正事項のうち令和4年10月以降に施行される事項の概要についてご説明しました。
- 本号では、令和6年10月に施行される改正事項の概要や必要な手続き等についてご説明します。

### 1. 短時間労働者の適用拡大

令和6年10月1日から「特定適用事業所」に該当する事業所の範囲が、厚生年金保険の被保険者の総数が101人以上から51人以上に拡大されます。

「特定適用事業所」に該当する事業所に勤務する短時間労働者は、健康保険・厚生年金保険の適用対象となります。

#### <加入対象（短時間労働者）の要件>

勤務時間・勤務日数が常時雇用者の4分の3未満で、以下の項目にすべて該当する方は「短時間労働者」に該当します。

週の所定労働時間が20時間以上

2カ月を超える雇用の見込みがある

所定内賃金が月額8.8万円以上

学生ではない

#### ■ 必要な手続き

特定適用事業所に該当した事業所は、加入対象となる短時間労働者がいる場合、「被保険者資格取得届」を提出する必要があります。



国民健康保険の被保険者の方が健康保険・厚生年金保険の被保険者等になる場合には、ご本人から市区町村に資格喪失等の手続きを行うこととなります。

#### ■ お知らせの送付

令和6年10月1日から適用拡大の対象となる事業所に対して「特定適用事業所該当事前のお知らせ」を令和6年9月上旬までに送付予定です。

#### ■ 周知

日本年金機構ホームページ内に、適用拡大に関するガイドブックやQ&Aなどを掲載していますので、お客様からのお問い合わせなどにご活用ください。

##### [従業員向け]



##### ガイドブック

「パート・アルバイトのみなさまへ  
配偶者の扶養の範囲内でお勤めのみ  
なさまへ」

##### [事業主向け]



##### ガイドブック

「従業員数100人以下の事業主の  
みなさまへ」

## 2. 被用者保険の適用拡大に係る経過措置

### ■ 改正内容・必要な手続き

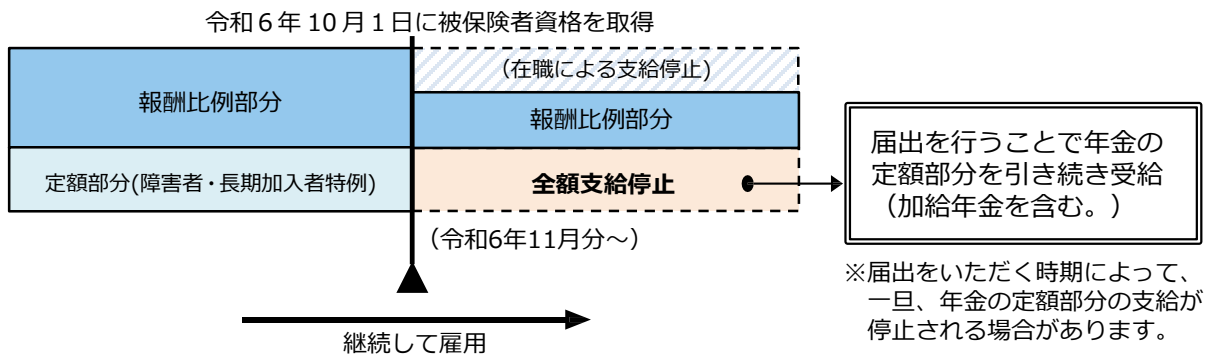
- 老齢厚生年金を受給している方が、厚生年金保険の被保険者資格（短時間労働者を含む）を取得した場合、年金の一部または全部が支給停止となることがあります。（在職老齢年金）
- 老齢厚生年金を受給している65歳未満の方のうち、障害者※<sup>1</sup>または長期加入者※<sup>2</sup>の特例対象者が厚生年金保険の被保険者資格を取得すると、年金の定額部分（加給年金額が加算されているときは加給年金額も含む。）が全額支給停止となります。
  - ※1 障害の状態（障害厚生年金の1級から3級に該当する障害の程度）にある方
  - ※2 厚生年金保険の被保険者期間が44年（共済組合等の期間は含みません）以上ある方
- 次のアおよびイの条件に該当する方は、「障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届」を提出することで、年金の定額部分を引き続き受給することができます。

ア. 令和6年9月30日以前から障害者または長期加入者の特例に該当する老齢厚生年金の受給者

イ. 令和6年9月30日以前から引き続き同一の事業所に使用されている方が、前記1の理由で令和6年10月1日に短時間労働者として厚生年金保険の被保険者資格を取得した場合

※ 届出様式は、令和6年11月下旬から経過措置の対象となる可能性のある方に送付予定です。

### 【経過措置により定額部分を引き続き受給する際のイメージ】



**【日本年金機構ホームページ】年金の制度や手続きに関する動画を一覧で閲覧できるページを新設しました**  
**(経営企画部 広報室)**

日本年金機構では、年金の各種制度・手続きについて説明する動画を作成し、ホームページ上で公開しています。この度、より多くのお客様に閲覧していただけるよう各種動画を一覧で閲覧できるページを新設しましたのでお知らせします。

**日本年金機構における動画活用の取組**



日本年金機構では、お客様へのわかりやすい説明のため、主要な「年金に関する各種制度・手続き」をテーマにした動画を作成しています。令和5年度では130万回以上閲覧されるなど、お客様からのニーズの高まりもあり、令和6年6月時点で84本の動画を公開しています。

現在公開している動画は以下のとおりです。

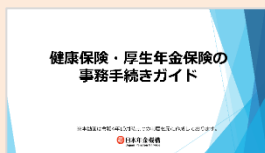
**国民年金に関する動画**



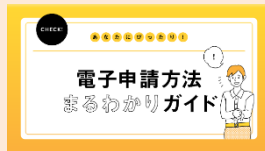
- 20歳になったら国民年金（20歳になった方に向けた制度説明動画）
- 国民年金に関する電子申請
- 確定申告・年末調整に必要な通知書の電子送付
- 国民年金保険料免除・納付猶予申請書の記載方法
- 簡易な所得見込額の申立書の記載方法



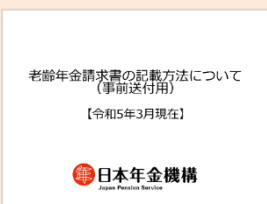
**厚生年金保険に関する動画**



- 健康保険・厚生年金保険事務手続きガイド
- 算定基礎届事務説明
- 電子申請のご利用案内
- オンライン事業所年金情報サービス
- 健康保険・厚生年金保険子育て支援のための制度
- 厚生年金保険料等の猶予に関する動画

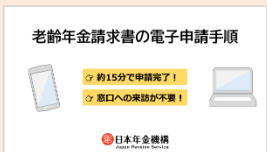


**年金の給付に関する動画**



**記入方法をご案内するもの**

- 老齢年金請求書
- 遺族基礎年金請求書
- 遺族厚生年金請求書
- 障害基礎年金請求書
- 障害厚生年金請求書
- 未支給年金・未支払給付金請求書



**手続き方法をご案内するもの**

- 老齢年金請求書の電子申請手順
- 扶養親族等申告書の提出方法
- 確定申告・年末調整に必要な通知書の電子送付

**年金について学べる動画**



- 知っておきたい年金のはなし（手話・字幕版／多言語版）
- 公的年金はみんなの強い味方



- 退職後の年金手続きガイド
- 障害年金ガイド（手話・字幕版）
- 「わたしと年金」エッセイ受賞作品朗読動画



# ページへのアクセス方法



日本年金機構ホームページのトップページから、以下の2つの手順でアクセスできます。



ヘッダーの「年金の制度・手続き」から「動画」をクリック



「トピックス」欄のバナーをクリック



「動画」ページから閲覧したい動画を選んでクリック



日本年金機構ホームページはリンクフリーとしておりますので、年金の周知・広報にあたり当ページをご活用いただけますと幸いです。

日本年金機構ではこれからも、すべての方がわかりやすいホームページを目指し、動画を含む各種媒体の充実を進めてまいります。




## 市区町村における多言語通訳サービスの利用について

(相談・サービス推進部)

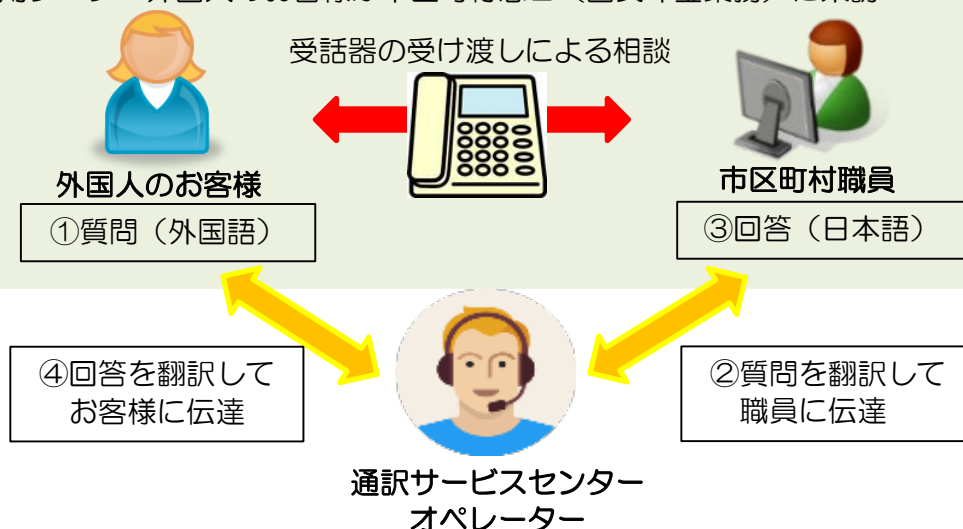
日本年金機構では、外国人のお客様からの相談に円滑かつ適切に対応するため、平成29年10月に多言語通訳サービスによる電話相談を開始し、令和2年10月から本サービスの利用範囲を市区町村まで拡大しました。

市区町村職員の皆様が、国民年金業務にかかる相談で窓口に来訪された外国人のお客様を対応する際、日本年金機構が提供する電話による多言語通訳サービスをご利用いただけます。

項目	サービス内容
対応言語	英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語 タガログ語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語
利用時間	<p>【英語のみ】 月曜日（週の第1営業日） 8：30～19：00 火曜日から金曜日 8：30～17：15 第2土曜日 9：30～16：00 ※土日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日は通訳サービスを利用できません。</p> <p>【英語以外】 月曜日から金曜日 8：30～17：15 ※土日、祝日、12月29日～1月3日は通訳サービスを利用できません。</p>
利用市区町村数	672市区町村（令和6年4月1日時点） 
利用申込方法	多言語通訳サービスの利用を希望される場合は、管轄の年金事務所の国民年金課へお問い合わせください。

### 通訳サービス利用イメージ

利用シーン：外国人のお客様が市区町村窓口（国民年金業務）に来訪



現金で国民年金保険料を納付している方へ、口座振替及びクレジットカード納付の利便性や前納制度による割引等を周知し、利用促進するための勧奨を行います。

### 対象者

口座振替納付及びクレジットカード納付を利用していない方のうち、下記の要件のいずれにも該当する方(※)

1. 令和4年5月分から令和6年3月分に未納がない方
2. 令和6年4月分が定額納付済の方(前納でない方)

※ 令和6年6月中旬に対象者を抽出しています。

※ 令和6年4月分以降が前納の方は、令和7年1月に勧奨を予定しています。

### 発送日

- ◆ 令和6年7月下旬(予定)

### 発送物

- ◆ 国民年金保険料口座振替納付申出書

- ◆ 国民年金保険料クレジットカード納付申出書

- ◆ 勧奨用リーフレット

(勧奨用リーフレットの例は、本誌19頁～21頁をご覧ください。)

- ◆ 返信用封筒

※ 「口座振替納付申出書」及び「クレジットカード納付申出書」は、被保険者の基礎年金番号、生年月日及び住所が印字されたものを送付します。

※ 口座振替については、マイナポータルを經由し「ねんきんネット」上でオンラインによる口座振替申出の手続きが可能です。(一部金融機関では対応していません。詳しくは日本年金機構ホームページをご参照ください。)

### 日本年金機構ホームページへの記載

令和6年7月に、日本年金機構ホームページの「大切なお知らせ」に掲載予定です。

### 留意事項

令和6年6月中旬の情報をもとに送付するため、すでに口座振替やクレジットカード納付をお申込みいただいている方や、国民年金第1号被保険者ではなくなった方にもお知らせが届く場合がありますので、ご留意願います。

国民年金保険料を納付書で納めている方へ

# 口座振替・クレジットカードでの納付が便利でおトク！ ってご存じでしたか？

## なんで便利でおトクなの？

1. 金融機関等へ行く手間が省けます。
2. 保険料の納め忘れがありません。
3. 口座振替は前納割引で、さらにお得！

※クレジットカード納付は納付書と同額の割引が適用されます。

おすすめできる  
ポイントがこんなに  
あるんだね



ねんきん太郎  
「ねんきんネット」マスコット

### ▼保険料額と前納割引額の目安

【令和6年度額】

支払方法 期間	1か月		6か月 4月～9月分、10月～翌年3月分		1年 4月～翌年3月分		2年 4月～翌々年3月分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
納付書（毎月払い）	16,980円		101,880円		203,760円		413,880円	
①口座振替前納	16,920円	60円	100,720円	1,160円	199,490円	4,270円	397,290円	16,590円※
②クレジット前納 納付書前納			101,050円	830円	200,140円	3,620円	398,590円	15,290円※

※前納を2年にすると、1か月分の保険料額（16,980円）と同程度の割引が受けられます。

※口座振替による前納を希望する場合、いつでもお申し込みができ、振替開始時から年度末（又は翌年度末）までの保険料をまとめて振替ができます。

## 手続き方法



### ①口座振替 での納付をご希望の方

#### ●オンラインで手続き

マイナポータルを経由し「ねんきんネット」上でオンラインによる口座振替申出の手続きができます。  
申請書の記入や金融機関届出印の押印が不要で、ご自宅からいつでも申請可能です。また、1か月程度で振替を開始できますので、**オンラインでのお申し込みをぜひご利用ください。**（一部の金融機関では対応できません。）

電子申請の概要は日本年金機構ホームページをご覧ください。

国民年金 口座振替 電子申請 検索

#### ●書面での手続き

「国民年金保険料口座振替納付申出書兼還付金振込方法申出書」を提出します。

お手続き完了後、口座振替をご希望の方は「国民年金保険料口座振替開始（変更）通知書」、クレジットカード納付をご希望の方は「国民年金保険料クレジットカード納付開始（変更）通知書」でお知らせしますので、お支払いの開始月、納付金額および納付期間をご確認ください。

※イオン銀行およびGMOあおぞらネット銀行以外のインターネット専業銀行（ネット銀行）の口座では口座振替の利用はできません。



### ②クレジットカード での納付をご希望の方

「国民年金保険料クレジットカード納付申出書」を提出します。

※クレジットカード納付は、立替納付の開始まで2か月程度かかる場合があります。

※クレジットカード名義人が本人・配偶者以外の場合は、同意書によるカード名義人の同意が必要です。  
同意書は、日本年金機構ホームページ「申請・届出様式」からダウンロードできます。



# 勸奨用リーフレット（うら面）

## 記入例

○申出書は、口座振替とクレジットの2種類あります。どちらか選択してください。

### 口座振替納付申出書

太枠の部分をご記入ください。

記入後は  
返信用封筒  
で提出してね



① 印字された基礎年金番号と生年月日を確認のうえ、本人の氏名をご記入ください。

② 被保険者本人の口座であっても口座名義人氏名をご記入ください。（記入漏れにご注意ください。）

③ 希望する振替方法の番号に○を付けてください。

④ 金融機関への届出印を鮮明にご押印ください。

【ご注意ください】  
「国民年金保険料口座振替依頼書（金融機関・ゆうちょ銀行用）」の記入事項を訂正する場合は、必ず**訂正印（届出印）**をご押印ください。

※保険料の割引額は「当月末振替（早割）」、「6カ月前納」、「1年前納」、「2年前納」の順に大きくなります。（2年前納がもっともお得です）

国民年金保険料口座振替納付申出書兼選付金振込方法申出書（年金事務所用）および国民年金保険料口座振替依頼書（金融機関・ゆうちょ銀行用）の両方をご提出ください。

【ご注意ください】  
「国民年金保険料口座振替依頼書（金融機関・ゆうちょ銀行用）」の記入事項を訂正する場合は、必ず**訂正印（届出印）**をご押印ください。

### クレジットカード納付申出書

太枠の部分をご記入ください。

① 印字された基礎年金番号と生年月日を確認のうえ、本人の氏名をご記入ください。

② 希望する納付方法の番号に○を付けてください。

※保険料の割引額は「6カ月前納」、「1年前納」、「2年前納」の順に大きくなります。（2年前納がもっともお得です）

届書コード 6542 届書 国民年金保険料クレジットカード納付申出書

年金事務所 へて 令和6年7月1日

国民年金保険料をクレジットカードにより納付したいので申し込みます。

①基礎年金番号 9999-999999 ②生年月日 昭和43年4月5日 ③電話番号種別 ④電話番号 03-9999-9999

氏名 年金 太郎 住所 千代田区霞が関 1-2-2

⑤カード番号 (右詰めで記入) ⑥カード有効期限 ⑦毎月納付方法 (希望する納付方法の番号に○を付けてください)

3456-7890-1234-567808月/2025年

クレジットカード名義人氏名(自署) 被保険者との続柄 電話番号 送信

年金 太郎 本人

ご利用いただくクレジットカードに○印をつけてください。

1. アメリカン・エクスプレス 2. イオン 3. NCI商連 4. OC 5. Orico  
6. セゾン 7. JCB 8. セディナ 9. ダイナースクラブ 10. ジャックス  
11. 東急 12. トヨタファイナンス 13. 日専連 14. 三井住友 15. 三菱UFJニコス  
16. UCS 17. ライフカード 18. 楽天 19. UC 20. VISA  
21. Master

※ 太枠内を記入のうえ、同封の返信用封筒で郵送いただくか、年金事務所の窓口へご提出ください。  
※ 初回お申し込みからクレジットカード納付開始までに2カ月程度かかる場合があります。  
※ ご利用開始は、「国民年金保険料クレジットカード納付開始（変更）通知書」で通知します。（ご利用開始までは、お手元の納付書で現金により納付してください。）  
※ 過去の未払い分の保険料、一部免除（一部納付）されている期間の保険料を納める場合には、クレジットカード納付はご利用いただけません。

③ クレジットカード会員の方が自署でご記入ください。  
※被保険者本人のクレジットカードであっても、クレジットカード名義人氏名をご記入ください。

④ 本人以外の場合に電話番号をご記入ください。  
被保険者との続柄が本人・配偶者以外の場合は、クレジットカード名義人に対して、電話又は書面による同意確認を行っています。

## 年金委員とは

年金委員とは、厚生労働大臣から委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金の事業について、地域や会社内で啓発、相談、助言などの活動を行う方々です。

日本年金機構の設立に伴い、年金制度について広く国民の皆様にも周知するとともに、年金制度への理解と信頼を深めていただく普及・啓発活動を行うために、日本年金機構法第30条に基づき、平成22年1月に設置されました。

年金委員は、「地域型」と「職域型」の2種類に区分されています。地域型年金委員は、全国で約8,700人の方が委嘱され、主に自治会など地域で活動いただいています。職域型年金委員は、約13万人の方が委嘱され、主に勤務先で活動いただいています。

## 地域型年金委員の活動

地域型年金委員の皆様には、主にご自身がお住まいの地域において、公的年金制度の普及・啓発活動や年金に関する各種手続きについて、相談、助言を行うとともに、必要に応じて年金事務所や市区町村の窓口を案内していただいています。

### 説明会、相談、広報に関する活動

- 町内会で年金委員として説明する時間をもらい、周知活動を実施。
- 市営図書館や公民館等の受付に、年金に関するパンフレットを設置させてもらうなどの広報活動の実施。
- 周辺の世帯に対して、年金のチラシを配布したり、自治会の掲示板へポスター貼付を依頼。

※市区町村で所管する施設等に、地域型年金委員の方々から年金制度に関するポスター・リーフレットの設置依頼があった際には、設置にご協力いただきますようお願いいたします（地域型年金委員は、厚生労働省が発行する顔写真付きの身分証明書（年金委員証明書）を所持しています。）。



### その他の活動例

- 民生委員と年金委員を兼務していることから、民生委員の地区会議等で年金に関する広報誌の配布や説明をし、母子家庭に対する免除申請等の周知活動を実施。
- 自分が勤務していた学校の生徒に対して、年金に関する啓発、学生納付特例制度の紹介や相談対応を実施。

※年金委員の活動を行うための交通費などの経費については支払われますが、職務に対しての報酬は、機構法第30条第5項の規定により支払われません。

## 日本年金機構における活動支援

年金委員の皆様が安心して活動できるよう本部及び年金事務所ごとで定期的に研修会を実施しています。また、研修会を通じ、他の委員との交流も行っていただいています。さらに、長年にわたる活動の功績は、厚生労働大臣からの表彰の対象となります。

～オンラインによる全国年金委員研修・年金委員連絡会の様子～



～年金委員表彰の様子～



## 地域型年金委員推薦のお願い

地域型年金委員は、自治会や地域で活動することにより、**地域住民と年金事務所や市区町村を結ぶパイプ役として、また、地域における相談支援のネットワークとの連携など重要な役割を担っていただいています。**

地域型年金委員の推薦にあたっては、原則として、国または地方公共団体等の職員として年金事務に従事したことがある方、現に自治会長、民生・児童委員または社会保険労務士である方、その他過去に年金委員（社会保険委員および国民年金委員を含む）として委嘱されていた者とされています。**ぜひとも年金事務に従事したことのあるOBの方々や民生委員等所管している部署へ推薦の案内をしていただきますようお願いいたします。**

参考までに、案内文書を次頁に掲載しておりますので、ご確認いただき、地域型年金委員の推薦・周知にご協力をお願いいたします。

なお、案内文書や推薦書については、管轄の年金事務所の総務（調整）課にお問い合わせください。

### 年金委員推薦書（地域型）

(様式1-2)

年金委員推薦書(地域型)

(フリガナ)	氏名			生年月日(祝日)	性別	男・女
	氏名	年	月	日	性別	男・女
	住所					
	職業等				連絡先電話番号	
推薦理由						
日本年金機構		年金事務所長 殿				
上記の者を年金委員として推薦します。						
令和 年 月 日						
推薦元市町村・団体等所在地						
〒						
推薦元市町村・団体等名称						
代表者等氏名						
電話番号						

※ 推薦書には、年金委員証明書に貼付するための顔写真(縦3.0cm×横2.4cm)を同封してください。また、写真の裏面には氏名を記入してください。

日本年金機構ホームページでは、年金委員の方、年金委員を検討している方向けの専用ページ（年金委員通信）を設けています。ぜひご覧ください。

「年金委員通信」ページ

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/nenkiniintsuushin.html>



【参考】「年金制度のご案内」チラシ（見本）

【オモテ】

地域型令和6年度版

# 年金委員制度のご案内

## 市区町村、団体の皆さまへ

年金委員は、公的年金に関する国や日本年金機構のサポーターとして、公共サービスの一翼を担うものです。

『地域型』年金委員は、地域住民の「こんなときに何をしたらいい？」といった疑問や相談に答えたり、必要に応じて年金事務所や市区町村の窓口を紹介するなど、地域と制度のパイプ役を担うことが期待されます。

- ◆全国の年金事務所では、定期的に年金委員を対象とした研修会を開催し、制度改正事項などをお伝えしています。また、日本年金機構本部（東京）も、毎年1回、リモートによる全国年金委員研修会を開催します。
- ◆平成25年度より、「年金委員功労者厚生労働大臣表彰」制度が開始されました。受賞者は、厚生労働省ホームページに掲載されます。

## 1. 年金委員とは

年金委員とは、厚生労働大臣から委嘱を受けて政府が管掌する厚生年金保険および国民年金の事業について、会社や地域で啓発、相談、助言などの活動を行う方々です。

年金委員は、活動する区域によって『職域型』と『地域型』の2種類に区分されています。『職域型』は主に厚生年金保険の適用事業所内で、『地域型』は自治会など地域において活動していただきます。

## 2. 年金委員制度の概要

年金委員は、公的年金制度について、広く国民の皆さまに周知するとともに、制度への理解と信頼を深めていただくよう普及・啓発活動を行うために設置されました。

【地域型】市町村や団体から推薦いただいた方であって、令和6年3月末時点で、全国で約8,700の方が地域型年金委員として委嘱されています。

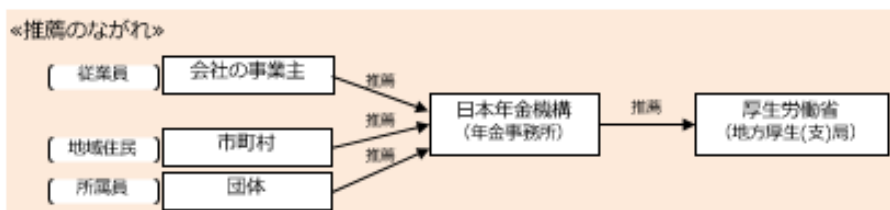
【職域型】厚生年金保険の適用事業所のうち、常時300人以上の被保険者がいる事業所には2名以上、300人未満の事業所には1名以上の設置をお願いしています。令和6年3月末時点で、全国で約13万人の方が職域型年金委員として委嘱されています。

【ウラ】

### 3. 年金委員になるには

年金委員は、社会的信望があり、かつ、政府管掌年金事業の適正な運営について理解と熱意を有する者として推薦があった者に対し、厚生労働大臣が委嘱します。  
【日本年金機構法第30条】

年金委員は、『職域型』の場合は会社の事業主、『地域型』の場合は市町村や団体からの推薦を受け、日本年金機構から厚生労働省へ推薦します。



地域型年金委員の推薦にあたっては、原則として国または地方公共団体等の職員として年金事務に従事したことがある者または現に自治会長、民生・児童委員または社会保険労務士である者、その他過去に年金委員（社会保険委員および国民年金委員を含む。）として委嘱されていた者とされています。

### 4. 推薦の方法

地域型年金委員の推薦方法は、市(区)役所や町村役場もしくは団体が「年金委員推薦書（地域型）」を管轄の年金事務所へ提出していただくこととなります。

※様式は、日本年金機構ホームページ「年金委員通信」からダウンロードできます。

#### 年金委員に関するQ&A

Q：年金委員に報酬は支払われますか？

A：報酬は支払われません。ただし、活動を行うための交通費などの経費については支払われます。

Q：年金委員の研修はありますか？

A：全国の年金事務所では定期的に研修会を実施しており、公的年金制度や新たな制度改革事項といった情報を直接日本年金機構から得ることができます。また、研修会を通じ、他の委員の方々との交流が持てるといった意見もありました。さらに、長年にわたる活動の功績は、厚生労働大臣からの表彰の対象となります。

制度の趣旨をご理解いただき、  
ぜひ年金委員の推薦をお願いします。

※お問い合わせは、管轄の ●●年金事務所 (999-999-9999) まで  
ご連絡をお願いします。



## 令和6年度「わたしと年金」エッセイを募集しています！

(相談・サービス推進部)

日本年金機構では、市（区）役所または町村役場をはじめ関係機関・関係団体の協力のもと、地域に根ざした公的年金制度の周知・啓発活動を「地域年金展開事業」と位置付け、積極的に実施しているところです。

その一環として、広く国民の皆さまに公的年金制度との関わりを考えていただくよう、応募者ご自身やご家族との公的年金制度の関わり、公的年金の大切さなどをテーマに、「わたしと年金」エッセイを募集しています。

応募作品の中から厳正な審査のうえ、優れた作品について、厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、その他各賞を選定し、受賞者の方に表彰状の授与や記念品を贈呈するほか、作品を日本年金機構ホームページへ掲載します。

ぜひ、各地域の皆さまへの周知をお願いいたします。

「わたしと年金」エッセイの募集にあたっては、ポスターやリーフレットを用意しています。

募集期間中のポスターの掲示やリーフレットの設置につきまして、ぜひ、ご理解とご協力をお願いします。



- 主催：日本年金機構  
後援：厚生労働省、文部科学省、全国高等学校長協会、全国都道府県教育委員会連合会
- 応募資格  
中学生以上の方
- 応募締切  
令和6年9月9日（月）当日消印有効
- 提出先  
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24  
日本年金機構 相談・サービス推進部 情報提供推進グループ「わたしと年金」担当
- 賞  
厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、優秀賞、入選  
(表彰状の授与並びに記念品を贈呈します。)

※ 応募要項や過去の受賞作品等、詳細は日本年金機構ホームページをご覧ください。

# 障害年金講座

第40回！

障害年金センター



平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしく申し上げます。



～ちょっと気になる 特別障害給付金の障害状態確認届について～

特別障害給付金の障害状態確認届は、毎年7月上旬に、提出年を迎えられたお客様に**一斉に**発送されます。

障害年金の障害状態確認届の提出期限は誕生日の属する月の末日となっておりますが、特別障害給付金の障害状態確認届の提出期限は、提出年の9月末日となっております。

診断書の現症年月日は、**提出年7月1日～提出年9月30日まで**のものが必要となります。

特別障害給付金の障害状態確認届が提出期限（提出年の9月末日）までに提出されなかった場合は、提出年の12月定期支払（10月分）から一時差止めとなります。

さて、今回のテーマは、**診断書交付時のお願い その④** です。

## 診断書交付時のお願い

- 「診断書の記載漏れ防止」の観点より、診断書交付時に記入上の注意について可能な限り説明をお願いします。
- 診断書にあります記入上の注意は、切り離さないまま診断書作成医に渡していただくよう説明をお願いします。
- 今回は「呼吸器疾患の障害用」の「診断書」と「記入上の注意」（表裏両面）をセットにしたものを掲載しました。両面印刷し、診断書と一緒に病院に持参できるよう診断書交付時にご活用ください。（他の診断書も随時掲載していく予定です。）

# 様式第120号の5 (持参用表)

氏名 (フリガナ) 氏名 (フリガナ) 昭和 平成 令和 年 月 日 日生 ( 歳 ) 男 ・ 女

住所 住居地 町 区 市 区 町 村

① 障害の原因  
 障害の原因 (昭和・平成・令和) 年 月 日 昭和 平成 令和 年 月 日 昭和 平成 令和 年 月 日  
 ② 傷病の発生日 (昭和・平成・令和) 年 月 日 昭和 平成 令和 年 月 日 昭和 平成 令和 年 月 日  
 ③ ①のため初めて医師の診察を受けた日 (昭和・平成・令和) 年 月 日 昭和 平成 令和 年 月 日 昭和 平成 令和 年 月 日  
 ④ 傷病の原因 (昭和・平成・令和) 年 月 日 昭和 平成 令和 年 月 日 昭和 平成 令和 年 月 日  
 ⑤ 既存障害 (昭和・平成・令和) 年 月 日 昭和 平成 令和 年 月 日 昭和 平成 令和 年 月 日  
 ⑥ 既往症 (昭和・平成・令和) 年 月 日 昭和 平成 令和 年 月 日 昭和 平成 令和 年 月 日  
 ⑦ 又は誘因 (昭和・平成・令和) 年 月 日 昭和 平成 令和 年 月 日 昭和 平成 令和 年 月 日  
 ⑧ 診断書作成医療機関における初診時判見 (昭和・平成・令和) 年 月 日 昭和 平成 令和 年 月 日 昭和 平成 令和 年 月 日  
 ⑨ 現在までの治療の内容、期間、経過、その他参考となる事項 (指針検査化学療法を行った場合は、使用薬剤名及び使用期間を明記してください。)

⑩ 共通項目 (この欄は、必ず記入してください。)

1 身体計測 (平成・令和) 年 月 日 (A) 身長 cm 体重 kg

2 胸部X線所見 (A) 撮影年月日 (平成・令和) 年 月 日

3 一般状態区分表 (平成・令和) 年 月 日 (B) (該当するものを丸で囲んでください。)

4 臨床所見 (平成・令和) 年 月 日 (C) 撮影年月日 (平成・令和) 年 月 日

5 活動能力 (呼吸不全) の程度 (該当するものを丸で囲んでください。)

6 換気機能 (平成・令和) 年 月 日

7 動脈血ガス分析 (平成・令和) 年 月 日

8 その他の所見

## 記入上の注意

- この診断書は、国民年金、厚生年金保険又は船員保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えない書類の一つで、初診日から1年6ヶ月を経過した日 (その期間内に治ったときは、その日) において、国民年金法施行令別表、厚生年金保険法施行令別表又は船員保険法施行令別表 (以下「施行令別表」という。) に該当する程度の障害の状態にないかどとか、又は、初診日から1年6ヶ月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどとかを証明するものです。
- また、この診断書は、国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金給付の加算額の算出の対象者となることとする (人等) についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどとかを証明するものです。
- ③の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、本人が障害の原因となった傷病について初めて医師の診察を受けた日を記入してください。前に他の医師が診察している場合は、本人の申立てによって記入してください。
- ⑨の欄は、「診療回数」は、現在直前1年間に於ける診療回数を記入してください。なお、入院日数1日は、診療回数1回として計算してください。
- 「障害の状態」の欄は、本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。) なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片を貼りつけてそれぞれに記入してください。
- 結核、肺化生の症、片肺 (これに類似するじん肺症を含む) においては、この診断書の外に、胸部立位胸片を必ず添付してください。なお、CD等で保管されている場合は、画像をあらかじめ印刷したものを添付願います。
- 喘息治療に使用している吸入ステロイド薬の使用量は、「喘息予防・管理ガイドライン 2009 (JGIL2009)」の各吸入ステロイド薬の治療ステップ別推奨量を参考として記入してください。

## <参考>

薬剤名	低用量	中用量	高用量
BDP-HFA	100~200 µg/日	200~400 µg/日	400~800 µg/日
FP-HFA	100~200 µg/日	200~400 µg/日	400~800 µg/日
CIC-HFA	100~200 µg/日	200~400 µg/日	400~800 µg/日
FP-DPI	100~200 µg/日	200~400 µg/日	400~800 µg/日
BUD-DPI	200~400 µg/日	400~800 µg/日	800~1,600 µg/日
MF-DPI	100~200 µg/日	200~400 µg/日	400~800 µg/日

- 診断書の記載要領を国民年金機構のホームページに掲載していますのでご参照ください。また、国民年金機構のホームページに掲載しているExcel形式の診断書様式を使用いただくと便利です。



# 様式第120号の5 (持参用 裏)

## 記入上の注意

- この診断書は、国民年金、厚生年金保険又は船員保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日（その期間内に治ったときは、その日）において、国民年金法施行令別表、厚生年金保険法施行令別表又は船員保険法施行令別表（以下「施行令別表」という。）に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態となかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。  
〔また、この診断書は、国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金給付の加算額の加算の対象となることとする（人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するもの）です。〕
- ③の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、本人が障害の原因となった傷病について初めて医師の診察を受けた日を記入してください。前に他の医師が診察している場合は、本人の申立てによって記入してください。
- ③の欄の「診察回数」は、現症日前1年間における診察回数を記入してください。なお、入院日数1日は、診察回数1回として計算してください。
- 「障害の状態」の欄は、本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。（無関係な欄は、斜線により抹消してください。）なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に条件をはりつけてそれ記入してください。
- 結核、肺のうづ、けい肺（これらに類似するじん肺を含む）においては、この診断書の外に、胸部X線フィルムを必ず添付してください。なお、CD等で保存されている場合は、画像をあらかじめ印刷したものを添付願います。
- 喘息治療に使用している吸入ステロイド薬の使用量は、「喘息予防・管理ガイドライン 2009（JG1209）」の各吸入ステロイド薬の治療ステップ別推奨量を参考として記入してください。

<参考>


薬剤名	低用量	中用量	高用量
BDP-HFA	100～200 µg/日	200～400 µg/日	400～800 µg/日
FP-HFA	100～200 µg/日	200～400 µg/日	400～800 µg/日
CIC-HFA	100～200 µg/日	200～400 µg/日	400～800 µg/日
FP-DPI	100～200 µg/日	200～400 µg/日	400～800 µg/日
BUD-DPI	200～400 µg/日	400～800 µg/日	800～1,600 µg/日
MF-DPI	100～200 µg/日	200～400 µg/日	400～800 µg/日

7 診断書の記載要領を日本年金機構のホームページに掲載しているExcel形式の診断書様式を使用してください。

また、日本年金機構のホームページに掲載しているExcel形式の診断書様式を使用してください。

日本年金機構 診断書 検査

2017.08.08 5/4

<b>① 肺結核 症 (平成・令和 年 月 日 現症)</b> 1 胸部 X 線 所 見 (B) 初診時 (昭和・平成・令和 年 月 日)  2 結核菌 検査 成績 (現在除菌のとは異なる菌と最終検出時期を併記してください) 検査材料 (たん、喉頭分泌、気管支分泌液、尿液、痰、尿)	
3 安 静 度 (結核の治療開始の安静度によって記入してください) 1度 2度 3度 4度 5度 6度 7度 8度 無制限	
4 その他の所見 (結核予防法による公費負担医療適用の有無 ・ 有 ・ 無)	
<b>② じん肺 (平成・令和 年 月 日 現症)</b> 1 じん肺 法 X 線 写 真 区 分 ( 1 2 3 4 ) 2 じん肺 管 区 分 ( 1 2 3 4 )	
<b>③ 気管支喘息 (平成・令和 年 月 日 現症)</b> 1 時期の経過と症状 (1) 喘息発作の頻りに無症状の期間がある。 (2) 持続する喘息状態のために無症状の期間がない。	
3 発作の強度 (1) 大発作：著しく動けなく、会話も困難 (2) 中発作：著しく動けなくなり、会話も難しい (3) 小発作：著しい動けなくなる、会話は普通 (4) その他 ① 喘鳴のみ ② 悪くとも苦しい ③ 悪くとも苦しくない	4 発作の頻度 (1) 1週に 5日以上 (2) 1週に 3～4日 (3) 1週に 1～2日 (4) その他
5 入院・救急受診歴 (1) 入院歴 有 ・ 無 (2) 救急受診歴 有 ・ 無 (※7月以内を受診した場合は、記入)	6 治療 ① 吸入ステロイド薬 (有・無) 使用量 (低用量・中用量・高用量) ② その他の薬剤 (併用している) ・長時間作用性β2刺激薬、ロクロロエノン受容体拮抗薬 ・オマリズマブ抗体製剤 ・抗ヒスタミン薬 ・経口ステロイド薬 ・その他( ) 薬剤投与方法 (1) プレドニゾン薬を1日に10mg相当以上を服用している。 (2) プレドニゾン薬を1日に5mg相当以上と吸入ステロイド薬600µg以上を服用している。 (3) ステロイド薬を吸入ステロイド薬1日400µg以上を服用している。(月平均 回) (4) 吸入ステロイド薬を1日400µg以上を服用している。 (5) 発作時のみ吸入ステロイド薬を服用する。 (6) 気管支拡張薬のみでコントロールしている。
7 喫 煙 歴 吸ったことがない やめた：1日 ( ) 本 × ( ) 年間 吸う：1日 ( ) 本 × ( ) 年間	
<b>④ その他の隠蔽又は症状の所見等</b> (平成・令和 年 月 日 現症)	
<b>⑤ 現症時の日常生活動能力及び労働能力</b> (必ず記入して下さい)	
<b>⑥ 予 後</b> (必ず記入して下さい)	
備考	

上記のとおり、診断します。

病院又は診療所の名称

所在地

診察担当科名

医師氏名

年 月 日

以下の診断書の太文字の欄は、記入漏れが無いよう記入していただくこととなっています。

⑧欄

診断書作成医療機関における初診時所見 初診年月日 (昭和・平成・令和 年 月 日)

⑩-3欄

一般状態区分表 (平成・令和 年 月 日)

※ア～オから該当するものを選んでどれか一つを○で囲んでください。

⑩-6欄

6 換気機能 (平成・令和 年 月 日)

(1) 肺活量実測値 (VC)	ml
(2) 予備肺活量	ml ( %肺活量)
(3) 努力性肺活量 (FVC)	ml
(4) 1 秒 量 (FEV1.0)	
(5) 努力性肺活量1秒率 (FEV1%)	(4)/(3)×100
(6) 予備肺活量1秒率	(4)/(2)×100

※障害に関する検査が実施されていない場合は該当欄に「未実施」又は「未測定」など、わかりやすく記入してください。

記入漏れが無いようお願いします。

⑩-7欄

7 動脈血ガス分析 (平成・令和 年 月 日)

(1) 酸素吸入を 施行している - 施行していない	
在宅酸素吸入ではない	
(どの様な方法ですか)	
在宅酸素吸入である	
平成・令和 年 月 日開始	
施行時間 ( 時間/日・當時)	
酸素吸入量	ℓ/分
(2) 動脈血ガス分析値	
① 動脈血酸素分圧	・ ( ) Torr
② 動脈血炭酸ガス分圧	・ ( ) Torr
③ 動 脈 血 pH	
(注) 酸素吸入中の場合は、検査値を ( ) に記入してください。	

記入漏れが無いようお願いします。

不備が多い箇所です。酸素吸入中の場合は、検査数値をカッコ内に記載してください。

⑬欄

気管支喘息の場合は、1～7まで記入漏れが無いようお願いします。

⑮欄

現症時の日常生活活動能力及び労働能力(必ず記入してください。)

⑯欄

予後 (必ず記入してください。)

※ 診断書作成医等の欄も、記入漏れが無いよう記入していただくこととなっています。

年 月 日

上記のとおり、診断します。

病院又は診療所の名称

診療担当科名

所 在 地

医師氏名

この日付は診断書の作成年月日となります。⑩欄の日付及び⑪欄～⑭欄現症年月日以降の日付で作成してください。



### 国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

所得が少ない、失業、事業の廃止（廃業）などの理由で保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、住民登録をしている市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

### 産前産後期間の国民年金保険料が免除になります

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になり、出産予定日の6か月前から手続きができます。

お住まいの市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

### マイナポータルを利用した国民年金関係の電子申請について

国民年金の下記の手続きは、マイナポータルを利用して電子申請ができます。詳細は、日本年金機構のHPをご覧ください。

[https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi\\_kokunen.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html)

#### 電子申請可能な申請書等

- 国民年金被保険者の資格取得（種別変更）の届出
- 付加保険料納付（辞退）申出
- 付加保険料納付該当（非該当）届
- 国民年金保険料免除・納付猶予申請
- 学生納付特例申請
- 産前産後免除該当届
- □座振替納付（変更）申出 兼 還付金振込方法（変更）申出
- □座振替辞退申出

## 地域の独自情報

### 編集後記

久しぶりに海外旅行に行く機会があったのですが、手荷物の中身やパスポートを忘れないことに気を配りすぎて、ホテルまでどう向かうか調べるのをすっかり忘れていました。飛行機の到着が2時間遅れたため、空港からホテルがある場所に向かう最終電車は出発しており、バスも当日の便は満席…。焦りながら、券売機でチケットを探していると、日付を超えて深夜0時にバスが出ているのを見つけ、すぐに発券しました。結局、ホテルには2時ごろに到着し、旅行開始前からかなりの疲労感。日頃の下調べの大切さを痛感しました。

さて「かけはし」は、これからも皆様方のご意見とご要望をいただきながら、様々な情報を提供していきたいと考えています。今後も、どうぞよろしくお願ひいたします。